

○射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成27年7月23日

告示第131号

改正 平成28年10月7日告示第234号

平成31年4月1日告示第175号

令和5年3月8日告示第42号

(設置)

第1条 射水市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)及び射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定等に関して、広く関係者からの意見等を聴取するため、射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人口ビジョンに関すること。
- (2) 総合戦略に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体を代表する者
- (2) 産業団体を代表する者
- (3) 教育機関を代表する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働団体を代表する者
- (6) 報道機関を代表する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長)

第5条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を進行する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画管理部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年10月7日告示第234号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第175号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月8日告示第42号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示の改正前に委嘱された委員の任期は、第4条の規定に関わらず、令和5年7月31日までとする。